

# IV. 流動性リスクの把握と管理

---

2015年3月

日本銀行金融機構局

金融高度化センター

# 目次

---

1. 流動性リスクとは
  2. ガバナンス体制の整備
  3. リスクプロファイルの把握とバランスシート運営
  4. 日々の資金繰りの安定性確保
  5. ストレステストの実施
  6. 緊急時における対応
- (参考)流動性リスク管理のチェックポイント

# 1. 流動性リスクとは

---



## 定義

流動性リスクとは、

運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出などにより、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（注1）

および 市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（注2）

をいう。

---

（注1）資金流動性リスクあるいは資金繰りリスクと呼ばれる。

（注2）市場流動性リスクと呼ばれる。

## 流動性リスク管理の重要性

---

- ◆ 金融機関は、業務の特質上、資金の運用と調達の間期の相違（期間ミスマッチ）に起因する流動性リスクを本質的に抱えている。
- ◆ たとえ、自己資本が充実していても、流動性の逼迫は個別金融機関の経営の根幹を揺るがしかねない。
- ◆ また、1つの金融機関に生じた流動性不足が金融システム全体に波及すれば、金融仲介機能に悪影響を及ぼす可能性もある。
- ◆ 適切な流動性リスク管理は、個別金融機関の安定的な経営の実現にとっても、金融システムの安定性維持にとっても、重要性は極めて高い。

## 2. ガバナンス体制の整備

---

- ◆ 経営陣は、流動性リスク管理を経営上の重要な要素として位置付け、以下の諸点に関して、リスク管理体制を適切に整備する。

- ① リスク管理方針(規程)の策定
- ② リスク管理責任者の設置と権限付与
- ③ 経営陣への報告体制の確立
- ④ 経営陣が参画する会議体、委員会の設置
- ⑤ 資金繰り部署と流動性リスク管理部署の設置
- ⑥ リスク許容度の設定、危機対応計画の策定
- ⑦ 内部監査の実施

### 3. リスクプロファイルの把握とバランスシート運営

---

- ◆ 流動性リスクのプロファイルは、個別金融機関の業務内容やビジネスモデル、調達手段の特性等によって大きく異なる。金融機関は、流動性リスクのプロファイルを的確に把握して、それに見合った管理体制を構築することが重要。
- ◆ 具体的には、それぞれのリスク・プロファイルに合わせて、
  - ① 運用・調達のバランス(預貸証尻)
  - ② 期間別のミスマッチ(運用・調達ギャップ)
  - ③ 市場性調達への依存度
  - ④ 流動資産の保有額
  - ⑤ 担保価額(使用額、余裕額)
  - ⑥ 大口調達先の割合などを把握し、必要に応じて限度枠などを設定する。

## (例) A銀行のバランスシートからみた流動性リスク・プロファイル

運用	(億円)	調達	(億円)
現金・預け金	100	リテール預金 (普通・定期)	600
コールローン等	100		
有価証券(国債等)	50		
貸出 (1ヵ月～3年)	750	市場性大口定期	100
		コールマネー等	200
		純資産	100
運用計	1,000	調達計	1,000

・リテール預金の  
流出入は比較的  
安定的。

・市場性資金の調達  
はコールマネーと  
市場性大口定期が  
主体。  
・調達先は10数先  
に限られている。  
・調達期間はO/N～  
1年間。  
・期落ち日が3、6、  
9、12月下旬に  
集中。

## (例) A銀行の流動性リスク・プロファイルと流動性リスクの管理事例

- ◆ 運用・調達バランスをみると、預金を上回る貸出・有価証券投資を行っている。
  - 先行きのバランスシート運営を展望して、預貸証尻、期間別の運用・調達ギャップ等に限度額を設けて、調達能力を超えないようにする。
- ◆ リテール預金で賄いきれない資金ニーズに対応するため、市場性資金の調達が少なからずみられる。また、市場性資金の調達内容をみると、調達先や期落日が集中している。
  - 不測の事態に備え、市場性資金の調達を、流動資産保有額、(あるいは、担保余裕額)の範囲内に抑えるようにする。
  - 市場性調達における調達先や満期日の分散化を図ることを検討する。



## 4. 日々の資金繰りの安定性確保

---

- ◆ 流動性リスクの管理は、日々の資金繰りの安定性確保が基本である。金融機関は、日々必要な資金を安定的に調達し、円滑に決済を進める必要がある。
- ◆ そのため、多くの金融機関では、
  - ① 市場性資金の運用・調達、期落ち、ロールオーバー
  - ② 一定金額以上の預金受入、期落ち、ロールオーバー
  - ③ 一定金額以上の貸出実行、期落ち、ロールオーバー
  - ④ 有価証券の購入・売却、期落ち
  - ⑤ 大口の為替送金

などの予想にもとづき、先行き1週間から3ヵ月程度を展望し、日次ベースで資金繰りの見通しを策定している。

## 予兆管理の重要性

---

- ◆ 流動性リスクが顕在化する兆候は、市場性資金や各種取引のロールオーバー不調や、取引レートの上昇などの形で現れることが多い。
- ◆ そのため、金融機関は、定量的・定性的な情報を幅広く収集し、早期の予兆管理に努めることが重要。

# 流動性リスクが顕在化する要因

## ①資金調達にかかる要因

---

### ➤ 予期せぬ資金流出

- ・ 金融機関の信用力悪化に起因する預金の流出
- ・ 金利変動を受けた預金の預け替え
- ・ 預金者の資金ニーズにもとづく想定以上の預金取り崩し

### ➤ 新規資金調達の困難化

- ・ 金融市場の機能低下に伴う市場調達の困難化
- ・ 金融機関の信用力悪化に起因する新規調達力の低下

# 流動性リスクが顕在化する要因

## ②資金運用にかかる要因

---

- 市場運用や貸出の回収不能
  - ・ 市場運用の失敗や貸出先の破綻に伴う資金の回収不能
- 予期せぬ資金運用の増加
  - ・ コミットメントライン契約にもとづく多額の資金の引き出し
- 保有資産の市場流動性低下
  - ・ 保有資産の売却可能性の低下
  - ・ 保有資産の売却価格の大幅下落
  - ・ 担保としての適格性の喪失

# 流動性リスクが顕在化する要因

## ③その他の要因

---

- 事務事故等に起因する取引相手からの入金の不調
- 自行コンピュータ・システムのトラブル
- 決済システムのトラブル

## 5. ストステストの実施

---

- ◆ 資金調達環境が急速に悪化した場合、金融機関は状況の変化に応じて、追加的な資金調達や保有資産の売却等の踏み込んだ対策を迅速に行う必要がある。
- ◆ そのため、様々なシナリオのもとで想定される資金流出に対して、どのような流動資産をどの程度保有する必要があるかを、流動性ストレステストを定期的実施することによって的確に把握しておくことが重要。

## 留意点

---

- ◆ 様々なストレスシナリオを策定し、影響が及ぶ範囲、期間を考慮して、流動資産（第1線準備、第2線準備等）の保有水準が十分といえるかを検討する。
- ◆ 流動資産（第1線準備、第2線準備等）の保有水準を超えるストレスを想定して、対策をシミュレーションしておくことも重要。
- ◆ なお、ストレスの想定にあたっては、バーゼル委・流動性規制のLCR算定時の諸前提（期間1ヵ月間の資金流出率など）を参考にするのも一案。



## 第1線準備 = 当日中に資金化可能

- ・ 現金(除く小切手・手形)
- ・ 日銀預け金
- ・ 他行庫、信金中金預け金(為決担保等の拘束分除く)
- ・ コール・ローン
- ・ 有担コール・日銀担保余裕額
- ・ 未使用振込国債
- ・ その他



## 第2線準備 = 1週間以内に資金化可能

- ・ 流動化可能債券
- ・ 担保追加差入可能額
- ・ 上場株式
- ・ 投信
- ・ その他



## (参考)バーゼル委が提案した流動性規制の概要

### ①流動性カバレッジ比率（LCR）

—— 個別行および市場における厳しいストレスが1か月間続いた場合、に発生し得る資金流出額を上回る高品質の流動資産を保有することを求めるもの。危機時には適格流動資産の取り崩しを認める。

$$\text{LCR} = \frac{\text{流動資産 (C)}}{\text{1 か月のストレス期間に必要となる流動性 (B-A)}} \geq 1$$

### ②安定調達比率（NSFR）

—— 運用資産（オフバランス含む）との見合いで生じ得る要調達額よりも多い、安定的な資金調達額（自己資本、満期まで1年以上の負債等）の確保を求めるもの。

$$\text{NSFR} = \frac{\text{1年を通じた安定調達額 (E: 資本+預金等の一部)}}{\text{所要安定調達額 (D: 資産×流動性に応じた掛目)}} > 1$$

※ ①は、2011年観察期間開始、2015年最低基準導入の60%、毎年10%ずつ引き上げ。  
②は、2011年観察期間開始、2018年最低基準導入。

## (例) ストレステスト：市場調達環境の一時的悪化

- 市場調達環境が急変し、コールマネー等の市場性資金の調達が困難化したと想定する。
- 当面する1週間の資金繰り対応を考える。

運用 (億円)	調達 (億円)
現金・預け金 100	リテール預金 (普通・定期) 600
コールローン等 100	
有価証券(国債等) 50	
貸出 (1ヵ月～3年) 750	市場性大口定期 100
	コールマネー等 200
	純資産 100
運用計 1,000	調達計 1,000

- ✓ 1週間程度の市場調達環境の悪化であれば、第1線準備、第2線準備の範囲内であり、資金繰りに支障なし。

運用 (億円)	調達 (億円)
現金・預け金 25	リテール預金 (普通・定期) 600
コールローン等 0	
有価証券(国債等) 25	
貸出 (1ヵ月~3年) 750	市場性大口定期 100
	コールマネー等 0
	純資産 100
運用計 800	調達計 800

②預け金を取り崩し。  
(▲75億円)

③コールローン等の  
運用を全面停止。  
(▲100億円)

④国債を一部売却。  
(▲25億円)

①期日1週間以内の  
コールマネー等は  
全額期日に償還。  
(▲200億円)

## (例) ストレストテスト： A銀行の信用力低下

- A銀行の信用力が低下したため、市場調達ができなくなり、さらに、リテール預金が▲5%の減少をみると想定する。
- 先行き1月程度の資金繰り対応、ALM運営を考える。

運用	(億円)	調達	(億円)
現金・預け金	100		
コールローン等	100		
有価証券(国債等)	50	リテール預金 (普通・定期)	600
貸出 (1ヵ月～3年)	750	市場性大口定期	100
		コールマネー等	200
		純資産	100
運用計	1,000	調達計	1,000

- ✓ A銀行の信用力が低下し、市場資金調達が不可能となり、リテール預金が▲5%程度流出するケースでは、預け金の取り崩し、コールローン等の運用の全面停止、有価証券の売却を行っても、なお流動性が不足する。
- ✓ このため、貸出の大幅な圧縮が必要となる。

	運用 (億円)	調達 (億円)
現金・預け金	5	
コールローン等	0	
有価証券(国債等)	0	
		リテール預金 (普通・定期) 570
貸出 (1ヵ月～3年)	665	市場性大口定期 0
		コールマネー等 0
		純資産 100
運用計	670	調達計 670

③ 預け金を取り崩し。  
(▲95億円)

④ コールローン等の  
運用を全面停止。  
(▲100億円)

⑤ 有価証券を全額  
売却。  
(▲50億円)

⑤ 貸出を圧縮。  
(▲85億円)

② リテール預金が  
1ヵ月間で ▲5%  
流出。  
(▲30億円)

① コールマネー等  
と市場性大口定期  
は全額期日に償還。  
(▲300億円)



## 第1、2線準備保有以外の検討事項

### ① 資金調達力の強化

- 資金調達先の拡充、長期化
- 調達金利の弾力的対応（高目レートでの調達）
- グループ内・親密先からの調達強化
- エマージェンシーラインの活用
- 預金の増強

### ② 担保繰りの見直し

- 追加差入れ可能な担保の洗い出し・積み増し

### ③ 資金運用の抜本的な見直し

- 有価証券の売却（1線・2線準備を除く）
- 貸出の圧縮

## 6. 緊急時における対応

---

- ◆ 金融機関の資金調達環境は、急速に変化することがありうる。状況変化への対応を迅速に実行するため、金融機関には「緊急時対応計画」(コンティンジェンシー・プラン)を策定し、平時から準備しておく。
- ◆ 「緊急時対応計画」(コンティンジェンシー・プラン)は、
  - ① 逼迫度に見合った管理体制に移行する仕組みと
  - ② 流動性面での制約の強まりを業務運営に反映する仕組みを含む、実効性のあるプランとする必要がある。

(例) 緊急時対応計画(コンティンジェンシー・プラン)

逼迫度区分	緊急時対応プラン
逼迫度 高 ↓ 懸念時①	<ul style="list-style-type: none"><li>・市場運用の圧縮</li><li>・資金調達先の拡充</li><li>・資金調達の長期化</li><li>・担保余力の確認</li></ul>
懸念時②	<ul style="list-style-type: none"><li>・調達金利の弾力的運用(高目レートでの調達)</li><li>・有価証券投資の圧縮</li><li>・担保の積み増し</li></ul>
危機時	<ul style="list-style-type: none"><li>・貸出金の圧縮</li><li>・エマージェンシーラインの活用</li><li>・日銀借入の実行</li></ul>



# 訓練の実施

---

- ◆ 訓練の実施により、「緊急時対応計画」(コンティンジェンシー・プラン)の実効性を定期的に検証することも重要。
  - 具体的には、大手銀では、市場からの調達訓練、地域銀行では、中央銀行からの借入訓練、現金輸送訓練や営業店における預金払戻訓練などを実施。

## (参考)流動性リスク管理のチェックポイント

1. リスク管理にかかるガバナンス体制の整備
(1)流動性リスク管理を経営上の重要な要素として位置付け、経営陣が管理体制の整備に十分コミットしているか。
(2)リスク管理方針の策定、リスク管理責任者の設置と権限付与、経営陣への報告体制の確立といったリスク管理体制を適切に確立しているか。
(3)流動性リスク許容度の設定や危機時のコンティンジェンシー・プランの策定が、基本的な流動性リスク管理方針と整合的か。
2. 流動性リスク・プロファイルの把握とバランスシート運営
(1)自行・社・庫の業務展開、ビジネスモデルに応じた流動性リスク・プロファイルの把握が適切に行われているか。
(2)預金という安定的な資金調達源を持たない金融機関は、その流動性リスク・プロファイルに見合った頑健なリスク管理体制の構築に努めているか。
(3)流動性に影響を及ぼし得る潜在的な要因へのリスク管理面での目配りは十分か。
(4)資金の運用・調達構造自体、すなわち、運用・調達のバランス、期間別のミスマッチ、市場性調達への依存度等は調達力に見合っているか。
(5)偶発債務の規模が調達力対比で過大でないか。
(6)先行きの運用・調達方針では、資金調達面での限界を考慮に入れない形で、市場流動性が低く、資金化やポジション解消が困難化しやすい資産の積み上げが容認されていないか。

## (参考)流動性リスク管理のチェックポイント(続き)

### 3. 日々の資金繰りの安定性確保

- (1) 必要な資金を安定的に調達し、円滑に決済を行っているか。
- (2) 調達レートの急激な上昇など取引レートに特段の動きはないか。
- (3) 日々の要調達額が資金調達力との対比で過大になっていないか。
- (4) 日本銀行適格担保を含む担保繰りに問題はないか。
- (5) 業務内容や主な資金調達手段の特性を勘案したうえで、資金調達先の大口集中を避け、資金調達手段の分散化・多様化を図っているか。
- (6) 日中流動性の管理を適切に行っているか。
- (7) 補完貸付の常態的な利用により、補完貸付以外の調達手段を確保する努力を怠るなど、自律的な流動性リスク管理がおろそかになっていないか。

### 4. ストレス局面での対応力の強化

- (1) 様々なシナリオのもとでのストレステストを実施しているか。
- (2) ストレステスト等を通じて想定される資金流出に対応して、資金化可能な流動資産を十分に確保しているか。
- (3) 資金の出し手金融機関のリスク認識などの定性的情報を含め、「必要なときに、必要な資金を調達できるか」という資金アベイラビリティを確認しているか。

## (参考)流動性リスク管理のチェックポイント(続き)

5. 緊急時における対応
(1)資金の逼迫度に見合った管理体制に移行する仕組みや業務運営において、緊急時の流動性面への影響を勘案する仕組みの整備を含めた適切なコンティンジェンシー・プランが策定されているか。
(2)調達環境の変化を適切に認識し、逼迫度に見合った管理体制に移行しているか。
(3)流動性面での制約の強まりを業務運営上勘案する仕組みが有効に機能しているか。
(4)実務上の対応において、逼迫度に見合ったポジション運営等、適切な流動性管理が行われているか。また、調達先・調達手段の拡充や資産売却等を含めて、追加的な流動性確保策が講じられているか。
6. グローバルな流動性リスク管理体制の整備(国際的に活動する金融機関)
(1)取扱通貨毎、海外拠点毎の流動性リスク・プロファイルを的確に把握しているか。
(2)グループ内におけるクロスボーダー資金の量や期間構造を平時より把握しているか。
(3)グループ内の資金活用が国際金融市場の環境変化によって受ける影響を把握しているか。
(4)危機時における各拠点間の資金融通について、グループ全体として統合的なかたちでコンティンジェンシー・プランを整備しているか。
(5)海外主要拠点での代替的調達手段は十分に確保されているか。

---

- 本資料に関する照会先

日本銀行金融機構局金融高度化センター

企画役 碓井茂樹 CIA,CCSA,CFSA

Tel 03(3277)1886 E-mail shigeki.usui@boj.or.jp

- 本資料の内容について、商用目的での転載・複製を行う場合は予め日本銀行金融機構局金融高度化センターまでご相談ください。転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。
- 本資料に掲載されている情報の正確性については万全を期しておりますが、日本銀行は、利用者が本資料の情報をを用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。